

復興特別所得税で、源泉徴収事務が変わる！

平成 24 年 10 月 1 日
東京メトロポリタン税理士法人
税理士 北岡 修一

2013 年 1 月より復興特別所得税が課されることとなりますが、それによって源泉徴収事務が大きく変わってきます。給料や報酬等の源泉徴収がすべて変わってきます。今回は身近な源泉徴収の事務について、どのように変わるのか Q & A で紹介します。

Q 1 2013 年 1 月から課される復興特別所得税について、概要を教えてくださいませんか？

A 1 復興特別所得税は、東日本大震災からの復興のための財源確保を目的として導入された税金です。復興特別法人税が 3 年のみの措置であるのに対し、復興特別所得税は、個人の税負担を考慮して 25 年という長い年月をかけて徴収することになりました。具体的には、2013 年から 25 年に渡って課されることとなります。復興特別所得税の税額は、基準となる所得税額に 2.1% を乗じて計算されます。所得に税率を掛けるのではなく、税額にさらに税率を掛けるという点が特徴的です。

Q 2 給与や報酬等を支払う際に控除する源泉所得税にも、復興特別所得税はかかってくるのですか？また、その場合の復興特別所得税はどのように計算するのですか？

A 2 はい。源泉所得税にも復興特別所得税はかかってきます。給与や報酬等の支払いをする会社は、源泉所得税と共に復興特別所得税を給与や報酬等から徴収する義務がある、ということになります。この場合の源泉徴収税額（所得税と復興特別所得税の合計額）の計算は、表 1 のように行ないます。

<表 1：源泉所得税額と復興特別所得税の合計税額の計算>

$\text{支払金額} \times \text{所得税の源泉徴収税率} \times 102.1\% = \text{合計税額}$

Q 3 給与の源泉徴収は、源泉徴収税額表を見て行なっていますが、その税額表が変わるのでしょうか？それとも税額表の数字から計算するのでしょうか？

A 3 源泉徴収税額表が変わることとなります。2013 年 1 月 1 日以降の源泉徴収税額表は、復興特別所得税を含んだ税額表に変更されますので、その税額表を使えば面倒な計算をする必要はありません。給与計算ソフトで給与計算を行なっている場合などは、2012 年末にバージョンアップをしておく必要がありますので、忘れないようにしてください。

Q 4 給与の源泉徴収は、いつの支払い分から変わるのですか？給与の締めを基準とするのか、支払日を基準とするのか、どのように取り扱ったらよいのでしょうか？

A 4 たとえば、2012年12月末締めの給与を2013年1月10日に支給する場合は、復興特別所得税を源泉徴収する必要があるのでしょうか。契約または慣習その他株主総会の決議等により支給日が定められている給与については、その支給日がその給与の収入すべき時期とされています。したがって、前述の給与については、2013年1月10日が収入すべき時期となり、2013年分の所得となりますので、復興特別所得税を源泉徴収する必要があります。次に2012年12月25日が支払日の給与を、2013年1月5日に支払った場合はどうでしょうか。この場合は、2012年12月25日に支払うべき日が到来して支払いが確定しているため、2012年分の所得となります。したがって、たとえ2013年1月5日に支払ったとしても、復興特別所得税を源泉徴収する必要はありません。

Q 5 年末調整はどのように行なうこととなりますか？所得税と復興特別所得税を別々に調整するのですか？

A 5 2013年分以後の年末調整は、①年末調整時までに徴収してきた所得税と復興特別所得税の合計額と、②年税額と年税額に2.1%を乗じて計算した復興特別所得税の合計額を、精算することになります。すなわち、年末調整は合計で行なうこととなりますので、所得税と復興特別所得税を別々に調整することはありません。

Q 6 税理士や弁護士の報酬、原稿料や講演料などの報酬等の源泉徴収は、どのように変わるのですか？

A 6 報酬等の源泉所得税の計算は、基本的には表1の計算式によります。たとえば、税抜金額50,000円、消費税2,500円の報酬を支払う場合の源泉所得税額および支払額は、次のようになります。

$$\text{①源泉徴収税額 } 50,000 \text{ 円} \times 10\% \times 102.1\% = 5,105 \text{ 円}$$

$$\text{②支払額 } 50,000 \text{ 円} - 5,105 \text{ 円} + 2,500 \text{ 円} = 47,395 \text{ 円}$$

ただし、請求書等により消費税額が明確に分けられていない場合は、税込金額の52,500円に対して源泉徴収税額を計算することになります。

Q 7 税引手取り額で支払う場合には、どのように計算したらいいですか？

A 7 講演料などの場合、税引きの手取り額を切りのいい数字で支払うことがよくあります。消費税込みで（源泉税）税引後20万円というような払い方です。この場合、源泉所得税はこちら持ち、ということになります。今までであれば、0.9で割り戻して、報酬総額および源泉税額を表2①のように計算していました。2013年1月1日以降は、表2②のように計算することになります。

<表 2 : 税引手取り額の割り戻し計算>

①今までの計算	
・報酬総額	= 200,000 円 ÷ 0.9 = 222,222 円
・源泉徴収税額	= 222,222 円 - 200,000 円 = 22,222 円
②2013年1月1日以降の計算	
・報酬総額	= 200,000 円 ÷ (1-0.1021=0.8979) = 222,741 円
・源泉徴収税額	= 222,741 円 - 200,000 円 = 22,741 円

Q 8 退職所得の源泉徴収計算は、どのように変わりますか？

A 8 退職所得の源泉徴収税額の計算は、今まで速算表により計算していました。復興特別所得税の導入により、この速算表が2種類用意されることになりました。1つは、今までと同様に計算して、その結果の税額に102.1%を乗じて計算する方法の速算表です。もう1つは、速算表の税率や控除額の数値を復興特別所得税を含めた数字に変更したものです。いずれの速算表によっても、計算結果は同じになります。

Q 9 給与所得の源泉徴収票や報酬等の支払調書には、源泉所得税と復興特別所得税はどのように記載するようになりますか？

A 9 給与所得の源泉徴収票や報酬等の支払調書などの源泉徴収税額欄に記載する金額は、所得税と復興特別所得税の合計額を記載することになります。ただし、支払いを受ける所得者は、申告をする段階で源泉徴収税額を区分する必要があります。

以上